

【西ノ島町からのお知らせ】

西ノ島町新型コロナウイルス感染症に係る 信用保証料補助金のご案内

西ノ島町では、雇用の創出・維持・拡大と産業の活性化支援を行うため、西ノ島町の指定する制度融資を利用された方が、島根県信用保証協会に対して支払われた信用保証料の全額を助成しています。

この度、新型コロナウイルス感染症により経営に影響を受けている中小企業者等の資金繰りを支援するため、島根県は、島根県中小企業制度融資に経済変動等資金「令和2年新型コロナウイルス感染症対策資金」（以下「新型コロナウイルス対策資金」という。）を令和2年3月9日に創設されました。

現在、本町では世界的な新型コロナウイルス感染の影響により来島者が激減となっており、経営に影響を受けた町内の中小・小規模事業者、個人事業主を支援するため、島根県信用保証協会に支払った融資に係る信用保証料を町が補助し、中小事業者の負担軽減を図り、商工の維持、人材流出防止に結び付くことを目的に「西ノ島町新型コロナウイルス感染症に係る信用保証料補助金」を創設しましたのでお知らせいたします。

1. 西ノ島町新型コロナウイルス感染症に係る信用保証料補助金

融資の種類	資金名	資金の用途	補助対象	補助率	補助上限額
新規	令和2年新型コロナウイルス感染症対策資金	運転資金 設備資金	信用保証料の 一括払い分 または 分割払の初回分	10/10	30万円

2. 手続きの流れ

- ① 規定の保証料を島根信用保証協会にお支払ください。
- ② 信用保証協会から保証料受入証明書を受理してください。
- ③ 補助金交付申請書に証明書を添えて観光定住課に提出ください。
- ④ 審査のうえ観光定住課から交付決定通知書を送付します。
- ⑤ 補助金の請求書を観光定住課に提出ください。
- ⑥ 補助金を指定口座にお振込みします。

3. 適用

令和2年3月9日

お問い合わせ

西ノ島町観光定住課 観光商工係

TEL：08514-7-8777

FAX：08514-7-8025